

平成18年2月3日宣告 裁判所書記官 福岡邦之
平成17年刑(わ)1481号

判 決

本 籍 (略)
住 居 (略)

無 職

小 松 完 治
昭 和 年 月 日 生

上記の者に対する業務上過失致死傷被告事件について、当裁判所は、検察官星野敏出席の上審理し、次のとおり判決する。

主 文

被告人を禁錮1年6月に処する。
訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、東武鉄道株式会社(以下「東武鉄道」という。)営業部竹ノ塚駅踏切保安係として、東京都足立区西竹の塚1丁目11番地先所在の同社東武伊勢崎線(複々線)第37号踏切道(以下、単に「踏切」又は「本件踏切」という。)詰所において、踏切に設置された手動式遮断機(以下「遮断機」という。)を操作するなどの業務に従事していたものであるが、平成17年3月15日午後4時48分ころ、遮断機を下ろし、その後、同日午後4時49分ころ、前記詰所内に設置された接近電響器(連動盤)のランプ(以下「ランプ」ともいう。)の赤色点灯により、上り準急列車(列車番号第2416号)の接近を確認し、さらに、下り準急列車(同第2337号)の接近を知らせるランプの赤色点灯を確認したのであるから、前記上り準急列車及び下り準急列車の接近に留意し、これらの通過まで遮断機を下ろしたままにして、通行人等の踏切内への立入りによる事故を防止すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、前記上り準急列車が間近に接近していたのを失念し、次の列車の通過まで時間的余裕があるものと轻信し、目視等の確認も行わないまま漫然遮断機を上げて通行人等を踏切内に立ち入らせた過失により、同日午後4時51分ころ、折から進行してきた前記上り準急列車を踏切内に入った通行人宮崎季萍ことキ・ヘイ(当時38歳)同高橋俊枝(当時75歳)同佐藤寿子(当時44歳)及び同高橋洋子(当時55歳)に衝突させるなどし、よって、前記キ・ヘイを脊髄断裂及び多臓器損傷に基づく失血により、前記高橋俊枝を全身挫滅によりそれぞれ死亡させ、さらに、前記佐藤寿子に全治約1か月間を要する頭蓋骨骨折等の傷害を、前記高橋洋子に全治約1か月間を要する両下腿打撲及び挫創の傷害をそれぞれ負わせたものである。

(証拠の標目)

- ・ 被告人の公判供述
- ・ 第1回公判調書中の被告人の供述部分
- ・ 被告人の検察官調書4通(乙16、19ないし21)及び警察官調書7通(乙2、3、6ないし8、12、13)
- ・ 池田直人(甲42)清水和良(2通。甲43、45)平賀政彦(甲46)小池克典(甲47)森尻昭彦(甲48)及び金子明法(甲49)の各検察官調書

- ・ 手嶋洋子（甲 2）、小島家満子（甲 3）、磯本弘美（甲 4）、倉田美佐子（甲 5）、米田克弘（甲 6）及び高橋洋子（甲 30、31）の各警察官調書
- ・ 被害届 4 通（甲 14、19、23、29）
- ・ 外国人登録閉鎖原票写し（甲 18）
- ・ 全部事項証明書 2 通（甲 13、68）
- ・ 聴取報告書 2 通（甲 24、25）
- ・ 聴取結果報告書（甲 27）
- ・ 110 番入電状況報告書（甲 1）
- ・ 連動盤等見取図作成報告書（甲 41）
- ・ 資料複写報告書 2 通（甲 51、52）
- ・ 捜査報告書（甲 53）
- ・ 報告書（甲 54）
- ・ 踏切保安機器の名称統一に関する捜査報告書（甲 66）
- ・ 電話聴取報告書（甲 63）
- ・ 電話聴取書 2 通（甲 65、67）
- ・ 遺留品発見報告書（甲 7）及び領置調書（甲 8）
- ・ 遺留品撮影報告書（甲 9）
- ・ 写真撮影報告書 4 通（甲 10、11、16、38）
- ・ 血痕よりのもの採取状況報告書（甲 34）
- ・ 毛髪よりのもの採取状況報告書（甲 35）
- ・ 肉片よりのもの採取状況報告書（甲 36）
- ・ 採取状況訂正報告書（甲 62）
- ・ 検証調書 2 通（甲 33、37）
- ・ 実況検分調書 2 通（甲 32、39）
- ・ 鑑定書 2 通（甲 57、60）
- ・ 診断書 2 通（甲 22、28）

（法令の適用）

罰 条

各被害者ごとにそれぞれ刑法 211 条 1 項前段

科刑上一罪の処理

同法 54 条 1 項前段、10 条（1 個の行為が 4 個の罪名に触れる場合であるから、1 罪として各業務上過失傷害罪より犯情の重い各業務上過失致死罪の刑（業務上過失致死の各被害者ごとに犯情の軽重は認められない）で処断）

刑種の選択

禁錮刑を選択

訴訟費用の負担

刑事訴訟法 181 条 1 項本文

（量刑の理由）

1 本件事故の状況等について

本件は、東武鉄道竹ノ塚駅の踏切保安係であった被告人が、上り準急列車の接近を失念して遮断機を上げ、通行人 2 名を死亡させ、2 名に重傷を負わせた業務上過失致死傷の事案である。

被告人は、昭和 61 年 8 月に東武鉄道に入社し、平成 15 年 3 月以降、本件踏切において、踏切保安係として遮断機の昇降等の業務に従事し、本件事故当日も、同業務に従事していた。

ところで、本件踏切には、通行人等の安全を確保するため、列車が接近して一旦遮断機を降下させると自動的にその昇降装置が鎖錠され、接近する全列車が通過して接近警報が消えるまで遮断機を上げることができなくなる早上げ防止鎖錠装置が設置されてい

た。ところが、本件踏切においては、1日の通過列車が極めて多く、遮断機の降下時間が1時間のうち最大で50分余りにもなり、混雑する時間帯には多数の通行人等が踏切前に滞留してしまう状態にあったため、踏切保安係の間では、従前から遮断機の上昇時間を確保して通行人等の滞留を解消することを目的に、早上げ防止鎖錠装置による昇降装置の鎖錠を事故や故障等の緊急時に人為的に解錠するボタン、通称赤ボタンが、日常的に使用されていた。そして、被告人も、本件踏切に異動して間もなく、他の踏切保安係の操作を真似るなどして、この赤ボタンの操作を日常的に行うようになった。

本件事故当日、被告人は、午後4時30分ころから詰所内の接近電響器（連動盤）の前に着席して遮断機の操作を行っており、判示のとおり、午後4時48分ころに遮断機を下ろした後、連動盤のランプの点灯によって上り準急列車（以下「本件列車」という。）の接近を確認し、その後、更に下り準急列車の接近を示すランプの点灯により、同準急列車の接近を知った。ところが、その際、被告人は、本件列車のランプが先に点灯していたことを失念し、下り準急列車のランプと同時に点灯したものと思い込み、目視や時刻表等による確認も行わないまま、これら2本の上下準急列車の通過まで未だ時間的余裕があるものと考えて、通行人等を横断させるため赤ボタンを押し、早上げ防止鎖錠装置により鎖錠されていた昇降装置を解錠して、遮断機を上昇させた。その結果、当時、本件踏切前で列車の通過待ちをしていた被害者らが、本件列車の接近に気づかないまま踏切内に進入し、本件事故が発生した。

2 本件過失の内容について

(1) 本件事故に至る経緯及びその状況は以上のとおりであるが、そもそも踏切における遮断機の操作は、軌道上を高速度で通過する列車と、その合間に踏切を横断する歩行者等との接触等による事故を未然に防止する上で、人命に直結する極めて重要な役割を果たすものであるとともに、危険性をはらんだものであり、他方、歩行者等は、遮断機の昇降に対して信頼を置き、その昇降に従って踏切の横断を行うのであるから、遮断機を手動で操作する踏切保安係としては、その昇降に過誤のないよう、最大限の注意を払うべきことは言うまでもない。

それにもかかわらず、被告人は、前記のような安易な思い込みによって、本件列車の接近を失念看過し、遮断機を上昇させて被害者らを本件踏切内に立ち入らせたのであって、踏切保安係として、基本的な注意義務に違反する極めて重大な過失であるというほかない。しかも、本件事故当時、内規上は本来人為的に遮断機を上昇させることが許されない状況下で赤ボタンを使用し遮断機を上昇させた場合であるにもかかわらず、被告人は、過誤防止のために励行を求められている目視、時刻表の確認及び指差呼称等による安全確認作業をいずれも怠り、本件事故を生じさせている。

殊に、被告人は、本件前の平成16年4月ころ、竹ノ塚駅に停車している上り普通列車を同駅始発列車と思い込んで、赤ボタンを使用し、誤って遮断機を上昇させるといふ本件類似の過誤を起こすなどしたにもかかわらず、その後、一時的には指差呼称を行っていたものの、間もなく面倒に感じて行わなくなったというのであって、その安全確認を軽視する態度は強い非難に値する。

(2) この点、弁護人らは、被告人ら踏切保安係は、本件踏切が長時間にわたって遮断機が上がらない、いわゆる「開かずの踏切」であったため、通行人等からの厳しい苦情等によって精神的重圧を受け、内規に違反することを承知しながらも赤ボタンの使用を余儀なくされており、それにもかかわらず、東武鉄道がかかる状況を現場任せにして何らの対策も取らないまま放置黙認し、赤ボタンの使用による遮断機の操作という危険な行為を強いていたことが、本件事故を将来した最大の原因であって、この点を量刑において斟酌すべきである旨主張する。

確かに、本件踏切がいわゆる「開かずの踏切」で、踏切保安係は、長時間にわたって待たされている通行人等から罵声を浴びせられたり、時には詰所のドアを蹴られたりするなど、種々の精神的重圧を受けていたこと、東武鉄道によってかかる踏切保安係の精神的重圧が解消されるような対策は施されてこなかったことなどの事情は認められる。しかしながら、被告人は、前記のように安易な思い込みで本件列車の接近を失念看過し、しかも、遮断機の操作が人命に直結する危険かつ重要な業務であることから求められる目視や指差呼称等の安全確認作業を、本件事故時いずれも怠っていたのであるから、弁護人らの指摘する点は、被告人が本件において赤ボタンを使用した動機ないし背景事情として一定の酌むべき事情とはなり得ても、本件事故の主要な原因であるということとはできない。

3 結果の重大性について

本件事故により、2名の尊い命が失われ、2名が重傷を負うという極めて重大な結果が生じた。各被害者は、遮断機が上昇すれば安全に踏切を横断できるとの至極当然な信頼の下に、踏切内に足を踏み入れたのであって、もとより何らの落ち度もない。

死亡した被害者兩名は、いずれも家族と共に平穏な生活を送り、本件被害当日も、日常と何ら変わることなく仕事や買い物に向かっていた中で、不運にも本件事故に巻き込まれ、いずれも家族を残して瞬時にその生命を奪われたのであって、生じた結果は余りに悲惨であり、被害者兩名の無念は察するに余りある。遺族らの処罰感情には厳しいものがあるのも当然である。

負傷した被害者兩名も、ともに全治約1か月を要する重傷を負い、現在もなお後遺症などに苦しんでいるのであって、その被害結果も重い。

4 結論

以上によれば、被告人の刑事責任は重いというべきである。

そうすると、前記のように、本件において被告人が赤ボタンを使用した動機ないし背景事情には一定の酌むべきものがあること、本件事故時、東武鉄道の内規では被告人の相勤者が外番として本件踏切脇に立ち、安全確認等をするべきものと定められていたものの、これが遵守されていなかったことが認められ、被告人にとって酌むべき事情といえること、東武鉄道が遺族ないし被害者に対して賠償金の一部を支払っており、今後も更なる支払が見込まれること、被告人は自己の過失を認めて被害者ないし遺族に謝罪し、見舞金の支払を申し出るなど、反省の情がうかがえること、本件事故後に東武鉄道から懲戒解雇処分を受け、一定の社会的制裁を受けていること、妻が情状証人として公判廷に出廷していること、前科前歴がないことなど、被告人のために有利に斟酌すべき事情を十分考慮しても、前述した被告人の刑事責任の重さにかんがみると、本件は刑の執行を猶予するのが相当な事案とは認められず、被告人を主文の刑に処するのが相当であると判断した。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑 禁錮2年6月)

平成18年2月3日

東京地方裁判所刑事第10部

| | | | |
|--------|---|---|----|
| 裁判長裁判官 | 入 | 江 | 猛 |
| 裁判官 | 奥 | 田 | 洋平 |
| 裁判官 | 西 | 岡 | 慶記 |